資料２－１

児童指導員の資格

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）
平成 24 年 12 月 14 日条例第 56 号

（児童指導員の資格）

第 60 条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
（１）　基準府令第 43 条第１号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
（２）　社会福祉士の資格を有する者
（３）　精神保健福祉士の資格を有する者
（４）　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
（５）　学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（６）　学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者
（７）　学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者
（８）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（９）　学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの
（10）　教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
（11）　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

（参考）職種ごとに要件を確認できる主な書類の例

職 種	要件を確認できる主な書類 ※ 職種ごとにいずれか	説 明
児童指導員	・実務経験証明書（原本） ＋ （右欄Aの場合：高等学校以上の卒業証明書の写し）	A 業務期間：２年以上３年未満の場合 ①児童福祉事業に 360 日（一年あたり 180 日）以上従事したことがわかる内容 ＋ ②高等学校以上の卒業証明書（専門学校は不可）の写し B 業務期間：３年以上の場合 ③児童福祉事業に 540 日（一年あたり 180 日）以上従事したことがわかる内容
	・社会福祉士 又は ・精神保健福祉士 の資格証の写し	登録証（合格通知は不可）
	教諭の免許状の写し	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校義務教育学校（＝小中一貫校）又は中等教育学校（＝中高一貫校）の教諭の免許状の写し（養護教諭は不可）
	大学の卒業証明書の写し	・社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又は相当する課程を修了したもの ・学科名によっては、成績証明書の写し
保育士	保育士証の写し	登録証（合格通知は不可）
児童発達支援管理責任者	①研修修了者であることが確認できるもの ＋ ②実務経験者であることが確認できるもの	

※児童福祉事業には、認可外保育所、企業主導型保育所は含まれないため、実務経験に含みません。